



第1章 計画の策定にあたって



1 計画策定の背景と趣旨

国は、こどもがまんなかの社会を実現するために、令和5年4月にこども家庭庁を発足しました。

また、同年同月、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が施行され、同年12月には、こどもまんなか社会の実現に向け、「こども大綱」が決定されました。

こども基本法第10条において、市町村は「こども大綱」と都道府県が策定する都道府県こども計画を勘案して、こども計画を策定するよう努力義務が課せられました。こども計画は、市町村子ども・子育て支援事業計画など、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして策定できるとされています。

本市は平成27年3月に「小牧市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年3月からは「第2期小牧市子ども・子育て支援事業計画」により、子育て支援の整備に取り組んできました。

今般、「第2期小牧市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末をもって終期を迎えることから、この機会を捉え、誰もが安心してこどもを生み育て、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができるこどもまんなか社会の実現を目的として、子ども・子育て支援事業計画などを包含する「小牧市こども計画」を策定することといたします。

★こどもまんなか社会★

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

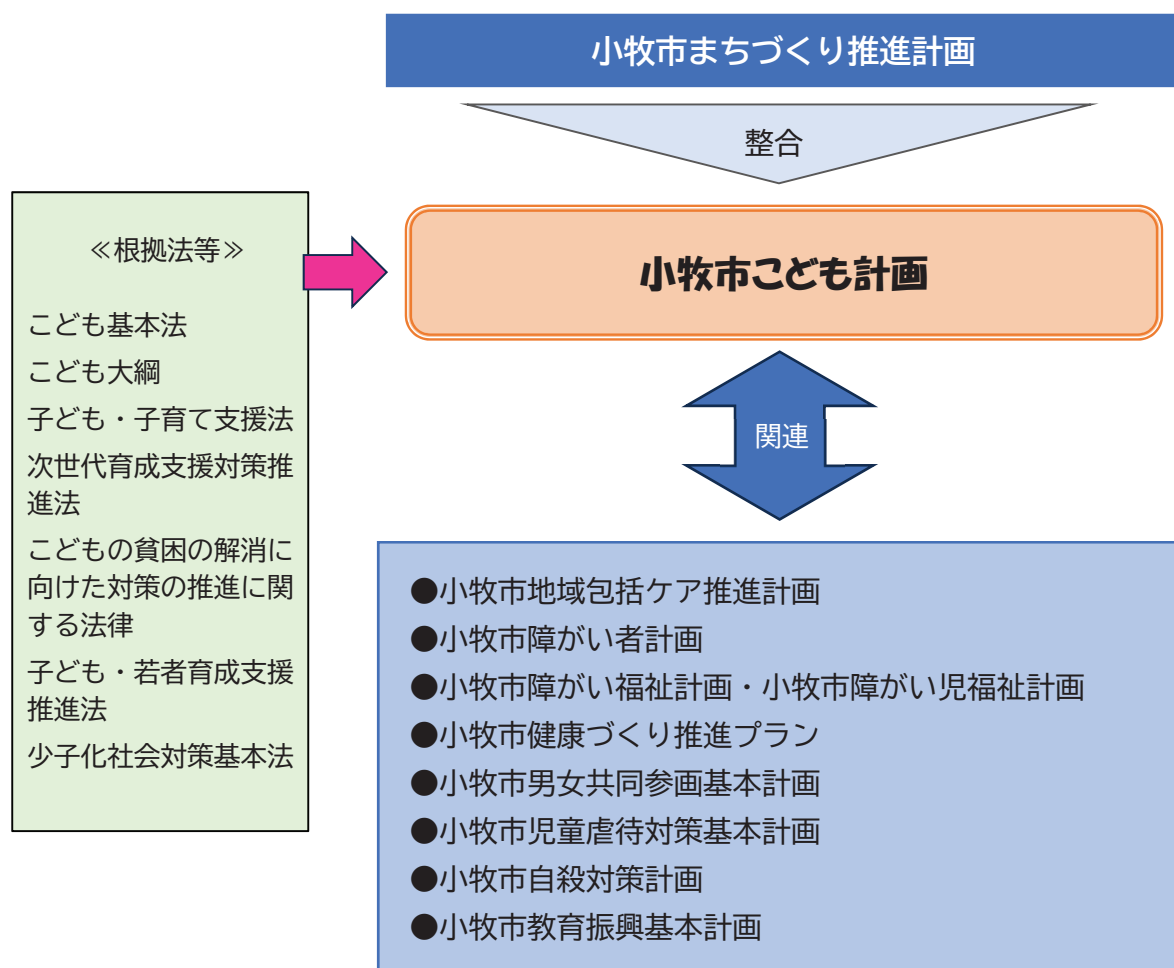
2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、「こども基本法」（第10条第2項）に基づく「市町村こども計画」として位置づけ、本市におけるこども・若者への総合的な支援策を包含しています。

また、「子ども・子育て支援法」（第61条）に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、様々なこども・子育て家庭の状況や各事業の利用状況・利用希望を把握し、子育て支援とその対策をとりまとめ、さらに、「次世代育成支援対策推進法」（第8条第1項）に定める「市町村行動計画」、「子ども・若者育成支援推進法」（第9条第2項）に定める「市町村子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」（第10条第2項）に定める「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」を含めます。

なお、上位計画である「小牧市まちづくり推進計画」のもと、関連計画等と整合性を図りながら策定しました。

■ 「小牧市こども計画」の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

定期的に進捗状況の検証を行い、社会情勢の変化などに応じて必要な見直しを行うもの
とします。

令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
第2期小牧市子ども・子育て支援事業計画									
					小牧市こども計画				

4 計画の対象

本計画はこども並びに子育て当事者を対象とします。なお、「こども基本法」では、『本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。』と明記されていることから、本計画においてもこどもに一定の年齢上限は定めないものとします。

5 計画の策定体制

こども基本法第11条では「地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するにあたっては、当該こども施策の対象となるこどもまたはこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とされています。

そのため、本計画の策定にあたっては、市民ニーズ調査のほか、令和6年7月から9月にかけて、現在子育てをしている保護者の方を対象とした「子育てワークショップ」の開催、同時に遊びを通じた5・6歳児へのインタビューを行いました。このほか、高校生を対象としたワークショップを開催するなど、こどもや若者の意見の反映に努めました。

加えて、令和7年1月から2月にかけてパブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

これらを基に、市民や学識経験者、関係機関、子育てに関わる団体の代表者で構成する「小牧市こども・子育て会議」において検討を行いました。